

平成 27 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成 27 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもの。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしき提出することができます。)

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

扶

所轄税務署長等 麹町 税務署長 板橋 区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇	(フリガナ) あなたの氏名 佐藤和夫	世帯主の氏名 佐藤和夫
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1	生年月日 昭和 38 年 3 月 20 日 (郵便番号 173-0014)	あなたとの続柄 本人
		あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合は、この申告書を提出する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和21.1.1以前生)	特定扶養親族(平成5.1.2日以後生)	住所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
A 主たる給与から 控除対象配偶者	佐藤洋子		昭和41.11.7			東京都板橋区大山東町35-1	70,000円	
B 主たる給与から 控除対象扶養親族(16歳以上(平成12.1.1以後生))	1 守子	同居・その他 老親等	昭和6.2.4			北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1	0	
	2 茂子	同居・その他 老親等	昭和11.3.30			東京都板橋区大山東町35-1	0	
	3 隆雄	同居・その他 老親等	昭和12.5.8				300,000(公的年金)	
C 障害者	① 障害者	本人				左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「1」に記載に「左記の障害者等」を記載してください。)		
	2 寡婦							
	3 特別の寡婦							
	4 寡夫							
	5 勤労学生							

控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上(平成 12 年 1 月 1 日以前生)の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢 70 歳以上(昭和 21 年 1 月 1 日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

年齢 16 歳未満(平成 12 年 1 月 2 日以後生)の扶養親族も対象となります。

2～5については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

控除対象扶養親族と別居している場合、常に生活費等の送金を行っているなど、あなたと生計を一にしている必要があります。

所得の見積額が 38 万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が 103 万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が 158 万円以下(年齢 65 歳未満の人は収入金額 108 万円以下)であるとき、所得は 38 万円以下になります。

左記の障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

○「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
○控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
○控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項) 16歳未満の扶養親族(平成12.1.2以後生)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
1	佐藤 勝	子	平成13.10.15	東京都板橋区大山東町35-1	0円	
2						
3						

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

年齢 16 歳未満(平成 12 年 1 月 2 日以後生)の扶養親族を記載します。